

報告事項 2

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく愛知県

教育委員会特定事業主行動計画の策定について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

平成28年3月28日

教 職 員 課

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 愛知県教育委員会特定事業主行動計画の策定について

1 計画の名称

愛知県公立学校（名古屋市を除く。）における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

2 計画の対象教職員

愛知県立学校教職員のうち、教員・実習助手・寄宿舎指導員
市町村立学校（名古屋市を除く。）の県費負担教職員

3 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4 今後の予定

市町村教育委員会及び県立学校へ周知するとともに、県教育委員会ホームページ掲載により、計画の公表と女性の職業選択に資する情報の公表を行う。
毎年、この計画に基づく取組の実施状況を公表する。

5 その他

愛知県立学校教職員のうち教員・実習助手・寄宿舎指導員以外の職員については、愛知県教育委員会事務局職員と同様に、愛知県知事等との連名により別途作成される計画によるものとする。

**愛知県公立学校（名古屋市を除く。）における
女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画**

〔 平成28年3月28日
愛知県教育委員会 〕

愛知県公立学校（名古屋市を除く。）における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、愛知県教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性教職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、愛知県教育委員会において、愛知県公立学校（名古屋市を除く。）の女性教職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性教職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

（1）管理的地位への登用の推進

平成32年度までに、管理職（校長・教頭・部主事）へ、新たに女性教職員を350人登用し、女性教職員の占める割合を、現状（平成27年度）の16%を17%以上にする。

（2）職業生活と家庭生活の両立支援

平成32年度までに、男性教職員の育児に係る休暇等[※]の取得割合を100%にする。

（[※]子どもの生まれる前後8週間における育児に係る休暇等（育児休業を含む。））

3. 女性教職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

2. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 女性教職員の管理的地位への積極的な登用

管理職の前段階となる主任級への積極的な女性の登用を図る。[継続実施]

また、女性管理職から女性教職員への働きかけを通じて、女性管理職の育成及びその意識の高揚を図る。[継続実施]

学校運営に関する研修への女性教職員の参加を促進する。[平成 28 年度～]

(2) 教職員の多忙化解消への対策

教員の多忙化を解消するための対策を検討するためのプロジェクトチームを組織して、業務量の精選等の検討を図り、職業生活と家庭生活の両立支援を進める。[平成 28 年度～]

また、研修の機会を通じて、女性が活躍できるようにワーク・ライフ・バランスの意識向上を図る。[継続実施]

(3) 育児に係る休暇等の制度の周知徹底

妻の出産補助休暇や育児参加休暇等、出産・育児に関わる休暇をわかりやすくまとめたポスター等を作成し、掲示等により周知を図る。[平成 28 年度～]

特に管理職への制度の周知徹底を図り、休暇等の取得促進の啓発を依頼するとともに、教職員の出産や育児を祝福し合える温かい職場の雰囲気作りを進める。[平成 28 年度～]

愛知県公立学校(名古屋市を除く。)の女性教職員の職業生活における活躍に関する状況

1. 採用した教職員に占める女性教職員の割合 (平成27年4月)

区 分	採用者に占める女性の割合	<参考> (平成27年5月1日現在) 全教職員に占める女性の割合
小学校教諭	58.6%	62.0%
中学校教諭	48.2%	38.9%
高等学校教諭	44.6%	31.3%
特別支援学校教諭	59.2%	63.3%
養護教諭	100.0%	100.0%
栄養教諭	100.0%	97.0%
教 諭 計	55.0%	51.8%
実習助手	57.1%	34.6%
寄宿舎指導員	57.1%	73.7%
事務職員	48.4%	52.3%
栄養職員	—	92.4%
合 計	54.8%	51.9%

- ・ 教諭については、愛知県公立学校教員採用選考試験による採用者
- ・ 実習助手及び寄宿舎指導員については、愛知県立学校実習助手及び寄宿舎指導員採用選考試験による採用者
- ・ 事務職員及び栄養職員については、愛知県市町村立小中学校職員採用候補者試験による採用者

2. 平均した継続勤務年数の男女の差異 (平成27年5月1日現在)

区 分	男性	女性	計	男女比較 (女性/男性)
教員	17.6 年	14.5 年	16.0 年	82.4%
事務職員	14.4 年	15.9 年	15.2 年	110.4%
栄養職員	29.5 年	22.2 年	22.8 年	75.3%

- ・ 上記教員には、実習助手及び寄宿舎指導員を除く
- ・ 栄養職員については、栄養教諭制度創設により平成19年度以降採用者なし

3. 管理的地位にある教職員に占める女性教職員の割合 (平成27年5月1日現在)

区 分	男性	女性	計	女性の割合
小学校・中学校	1,679 人	349 人	2,028 人	17.2%
高等学校・特別支援学校	538 人	73 人	611 人	11.9%
計	2,217 人	422 人	2,639 人	16.0%

- ・ 校長、教頭、部主事の合計数

4. 男女別の育児休業取得率 (平成26年度)

区 分	取得率	
	男性	女性
小学校・中学校	0.6%	97.3%
高等学校・特別支援学校	2.5%	100.0%
計	1.4%	98.0%

5. 男性教職員の育児に係る休暇等の取得率 (平成26年度)

区 分	取得率
小学校・中学校	31.3%
高等学校・特別支援学校	54.4%
計	41.0%

- ・ 子どもの生まれる前後8週間における休暇等(育児休業等を含む。)の取得率